最終更新日：2015年12月1日
椿本興業株式会社
代表取締役社長　　椿本　哲也
問合せ先：取締役　執行役員　　春日部　博　TEL：06-4795-8806
証券コード：8052
http://www.tsubaki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会における会社の経営上の意思決定が適確かつ迅速に行われること、その意思決定に基づく事業展開が確実に行われること、及びこの意思決定と業務遂行の過程においてコンプライアンスが堅持されることが、当社並びに当社グループのコーポレート・ガバナンスの要諦と捉えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－４　株主総会における権利行使】
機関投資家や海外投資家の当社株式保有比率は、現状、高いとは判断しておりません。このため、議決権の電子行使または招集通知の英訳は実施しておりません。今後は、この比率が上昇していくようであれば、招集通知の英訳について実施してまいります。また、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）につきましては、利用の検討をしております。

【補充原則４－１－２　中期経営計画の株主への説明】
中期経営計画につきましては、現在3ヵ年毎に連結中期経営計画を立案し実行中であります。この連結中期経営計画に基づいて各本部及び連結子会社が実行方針及び最重要実行方針を策定しております。最重要実行方針につきましては、四半期毎にその進捗状況を経営戦略本部が纏め、各営業総括、各営業本部長・副本部長に報告し、実行が不十分である場合は、その原因や対応の内容を分析し達成に向け対応策を講じております。その分析結果は次期以降の計画に反映させております。
なお、連結中期経営計画につきましては、日本及び世界経済の動向を見ながら当該連結中期経営計画を基本として半期毎に修正を加えておりますので、特に開示はしておりませんが、目標数値や次期の見通しについては、当該連結中期経営計画の目標数値をベースにし、修正した内容で開示しております。

【補充原則４－２－１　経営陣の自社株報酬の設定】
当社では、社外取締役1名を含め、取締役7名で取締役会を構成し、この取締役会において、経営陣幹部による適切な リスクテイクを支える環境整備を行い、迅速な意思決定を行うことにしております。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行う方針であり、業務執行を担う取締役6名については、役員賞与は業績連動型としております。
将来的には、経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬として、現金報酬の他に自社株報酬を加えることも検討しております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、現在、独立社外取締役を1名選任し、経営の監督機能を担い、さまざまな助言を受けているところであります。今後さらに1名増員し複数体制にして経営の監督機能を強化することにつきましては、当社事業規模の拡大に応じて検討してまいります。

【補充原則４－８－２　筆頭独立社外取締役の決定】
今後、独立社外取締役を複数選任した場合でも、独立社外取締役はそれぞれ卓越した知見を有し、個々に持論があり、社外取締役間で意見の統一を図る必要はないこと、独立社外取締役間の序列意識を醸成するおそれもあることから、当社では「筆頭独立社外取締役」を定めないことにしたいと考えております。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性の分析・評価】
当社の取締役会は、定例的に会合を持ち、自己評価を取締役全員で行い、会社の運営などについての協議をしながら取締役会の実効性の分析や機能向上に努めております。しかしながら、これらについての定量的・定性的な指標は策定しておりませんので、現在、取締役会の実効性を分析するための指標を検討中であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
（政策保有に関する方針）
当社は、いわゆる政策株式を保有しております。政策株式を保有する目的は、業務提携に関するもの、保有先との取引の維持・強化のためのものであります。これらにより、信頼関係の醸成が可能であると考える場合において、このような株式を保有する方針としております。また、これらの株式にかかる買い増しや処分の要否は、担当取締役による検討を経て、取締役会で審議しております。
また、毎期末には、各保有先別にリスクやリターンを踏まえた経済合理性について、取締役会にて検証しております。

（議決権の行使についての基準）
当社の保有する政策株式の議決権行使については、議決権行使書にて賛否するにあたり、まず管理担当である財経部が、
1　保有先の経営状態・財務状況に問題は生じていないか
2　リスクやリターンはどの程度のものか
を確認した上で、財経担当役員が決裁し、議決権行使書を返送することにしております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会へあらかじめ、取引の重要性やその性質に応じ議案を提出できるように社内手続きを定めております。
特に、当企業グループにおいては重要な仕入先として、株式会社椿本チエイン及びそのグループ会社があります。株式会社椿本チエインは、当社の筆頭株主でもある関連当事者でありますが、同グループの製品は当企業グループの事業戦略展開上の重要なコアの一つでもあり、従来から販売面のみならず、商品開発面及び相互間の業務処理の効率化といった面から継続的な協力・協働を進めております。
これらの取引については、他の仕入先と同様の価格交渉・価格決定プロセスを経ており、会社や株主共同の利益を害することのないような業務フローを確立しております。従って、価格その他の取引条件は市場価格を勘案した一般取引と同様の条件を設定しております。

以上につきましては、有価証券報告書の【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（5)重要な関連当事者との取引について、及び【関連当事者情報】にも記載しておりますので、ご参照ください。

【原則３－１　情報開示の充実】
当社における開示事項は、それぞれの項目について下記の通りであります。
なお、四半期及び通期の決算短信の財務情報につきましては英語での開示を実施しております。非財務情報につきましては、当社の状況を総合的に英語ならびに中国語で、ホームページにて開示しております。今後も、海外投資家への有用な情報提供を充実させていく予定です。

1　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念や経営戦略、中長期の経営指標等を、株主総会招集通知の添付書類や当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しております。

2　本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、コーポレートガバナンス報告書（東京証券取引所ホームページ）や

当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しております。

3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
月額報酬については、経歴、職歴及び職務を考慮し、業界の水準や経済状況を参考に決定しております。
賞与については、社外取締役を除く取締役について利益連動制を適用しております。これらは、コーポレートガバナンス報告書（東京証券取引所ホームページ）や当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しております。

4 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役・監査役候補の指名方針と手続きは次のとおりです。

（1） 取締役
当社の取締役は、適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者から複数選任することとしております。具体的には、社内の取締役は業務執行の最高責任者である社長の他、全社経営を担う執行役員、コンプライアンスを担当する執行役員などの中から指名し、また、社外取締役は企業経営者としての豊富な経験及び社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を有する者から選任することとしております。
また、取締役の任期は1年とし、毎年、株主総会決議による選任の対象としております。

（2） 監査役
当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者から複数選任することとしております。具体的には、社内の監査役は、会社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識や経験を有する者から選任することとしております。
また、監査役に欠員が生じた場合に備え、補欠監査役を1名選任し、毎年、株主総会決議により選任しております。

5 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務】
取締役会は原則として毎月開催し、法令・定款・ 取締役会規則等に則り経営方針・経営戦略その他重要事項の決定を行っております。
当社経営陣の業務執行機関である執行役員会は、取締役会からの委任に基づき、主に下記の付議事項について協議決定することとしております。
（主な付議事項）
1. 経営方針に関する事項
2. 経営方針に基づく経営戦略に関する事項
3. 中・長期経営計画の立案、編成及び各部門におけるこれの設定と業績の評価
4. 年度目標の設定と計画の立案、編成及び各部門におけるこれの設定と業績の評価
5. 上記各項の進捗状況の把握と統制及び必要に応じての見通し
6. 組織・管理制度の制定、改廃
上記付議事項の中、取締役会の決議を必要とする事項については、当執行役員会の意見を付し、取締役会に回付することとしております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、現在、独立社外取締役を1名選任し経営の監督機能を担い、さまざまな助言を得ております。独立社外取締役が独立性を有することの条件として、当該独立社外取締役が以下のいずれにも該当することがなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることと考えております。
1. 当社及び当社の関係会社（当社グループ）の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
5. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 過去10年間において、上記1に該当していた者
8. 過去1年間において、上記2から6までに該当していた者
当社は、上記の基準に照らし、独立社外取締役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役は、定員を12名以内と定め、そのうち、最低1名は独立社外取締役としております。
なお、取締役会に付議される議案を様々な観点から公正に審議できるように、社内取締役は、当社の複数の部門から豊富な経験と高い見識を持ち、強いリーダーシップや高度な専門性を有する者から、社外取締役は、当社及び当社の社内取締役と特別な利害関係がなく、客観的かつ専門的な視点を有する者から選任しております。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況】
当社取締役、監査役の兼任状況は、事業報告・株主総会参考資料・有価証券報告書等に毎年開示しております。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性の分析・評価】
コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載しております。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の就任の際には、株主から負託された取締役・監査役に求められる役割と法的責任を果たすため、会社の事業・財務・組織等の内部環境、及び会社を取り巻く外部環境に関する必要な知識を取得するトレーニングを行います。
就任後についても必要に応じてこれらの知識を継続的に更新するトレーニングを行います。
また、上記のトレーニングについては執行役員も対象とするほか、次世代の経営層育成を目的として、外部の専門家と連携した教育プログラムを適宜実施し、経営マインドやリーダーシップの醸成を図っております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
（株主との対話部署の設置）
当社では、経営戦略本部内に広報室を設置し、その広報室が中心となってアナリスト・機関投資家・個人株主の皆様に対応しております。
また、株主への対応部署は人事総務部が、財務会計に関しては 財経部が中心になり、IR活動を補佐しております。
広報室長は、取締役である経営戦略本部長が兼務しており、アナリスト・機関投資家・個人株主の皆様等の対話（面談）の申し込みに対しては前向きに取り組んでおります。
経営戦略本部長は、常に人事、総務、財務、経理を担当している役員とともに対話（面談）に臨みます。この対話の内容に応じて直ちに連携して、把握された株主の意見・懸念等は関係部署と協議の上、その重要度に応じて経営会議あるいは取締役会に諮り、対処できる体制をとっております。
対話以外の手段としては、当社のホームページを利用して適時情報を開示し、アナリスト・機関投資家・個人株主の皆様等からご意見を頂いた場合には、直ちに回答できる仕組みとしております。
また、インサイダー情報につきましては、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」を定め管理しております。

（IR資料のホームページ掲載）
当社の営業状況を全てのステークホルダーの皆様に正しく理解していただく為に、会社法・金融庁・東京証券取引所に定められた情報開示にとどまらず、決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、期末報告書（事業報告）、中間報告、決算報告、業績の推移、株式の状況などを当社ホームページに掲載しております。
期末報告書及び中間報告書については、社長が業績の状況につきコメントを加えております。適時開示資料についても、適時開示後、すみやかに掲載しております。
また、任意の情報発信を積極的に行い、開示内容の充実に努めております。
当社ホームページ（投資家情報のページ）：
http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm をご参照ください。

（その他）
毎年6月及び12月に、期末報告書及び中間報告書を株主の皆様に発送しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社　椿本チエイン	3,356,936	10.33
太陽生命保険株式会社	2,869,027	8.83
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	1,748,000	5.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,570,000	4.83
株式会社　三井住友銀行	1,423,581	4.38
三井住友信託銀行株式会社	1,411,000	4.34
株式会社　三菱東京UFJ銀行	1,400,000	4.31
宇和島土地株式会社	1,000,000	3.08
株式会社　りそな銀行	790,000	2.43
日本生命保険相互会社	756,465	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新　健一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新　健一	○	＜略歴＞ 平成20年3月　株式会社エムジー・アタラシ（現　株式会社新工務所）代表取締役社長　（現在） 平成23年6月　当社取締役（現在）	当該取締役は、左記の経歴により、会社経営における豊富な経験や知見を有しており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、就任以来、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただいております。 又、当社の基準に照らし、かつ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に選任したものであります。 なお、当該取締役は以下のいずれにも該当しておりません。 a. 当社の取引先又はその出身者 b. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 c. 当社が寄付を行っている先又はその出身者 また、当社は当該取締役との間で、責任限定契約を締結しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人につきましては、有限責任　あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。監査役は会計監査人より随時説明を受け、かつ事業報告、計算書類及び附属明細書につき検討を加え、監査の充実に努めております。
監査役は内部監査部門との連携の下で、必要の都度、法令違反の有無・リスクの有無その他について情報交換し、業務内容の的確性を相互に

確認すると共に、内部監査室が関連部門と協力しながら実施する、各部門の業務遂行状況の点検結果について報告を受ける等、互いに内部統制が機能するよう連携を強化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島省三	他の会社の出身者							△		△				
宮崎良信	他の会社の出身者							△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島省三		＜略歴＞ 平成20年4月　株式会社椿本チエイン 経営企画室　アジア事業担当 平成20年6月　当社監査役（常勤）（現在）	当該監査役は、左記の経歴により、当社のビジネスモデルに幅広い知見を有しており、また、当社の海外業務に当たり、豊富な海外経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能が不可欠であると判断したため、平成20年6月に当社株主総会において社外監査役に選任、平成24年6月には再任され、現在に至っております。
宮崎良信		＜略歴＞ 平成13年6月　株式会社椿本チエイン　取締役　自動車部品事業部長　兼　埼玉工場長 平成15年6月　同社　常務取締役 平成16年6月　同社　常務執行役員 平成19年6月　同社　専務執行役員 平成24年6月　当社監査役（常勤）（現在）	当該監査役は、左記の経歴により、当社のビジネスモデルに幅広い知見を有しており、また、会社経営における豊富な経験や知見からの視点に基づく経営の監督とチェック機能が不可欠であると判断したため、平成24年6月に当社株主総会において社外監査役に選任されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
なお、当社では、社外取締役が独立性を有することの条件として、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することがなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることと考えております。
1. 当社及び当社の関係会社（当社グループ）の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっているものの業務執行者
5. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 過去1年間において、上記1から6までに該当していた者

当社は、上記の基準に照らし、社外取締役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の内容の決定に関しましては、次項【取締役報酬関係】に記載の通りであります。

役員賞与につきましては、利益連動報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与)を採用しております。なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員である取締役であり、社外取締役、監査役は含んでおりません。
具体的な算定方法は下記の通りであります。
（算定方法）
1. 利益連動報酬の総額は、(連結経常利益 － 10億円)×5%とする。(百万円未満切捨)
2. 連結経常利益が10億円未満の場合には支給しない。

3. 利益連動報酬の総額の上限は1億円とする。
4. 各取締役への支給額は、次の算定方式によって計算する。(1万円未満切捨)
各取締役への支給額＝利益連動報酬の総額×(各取締役の役位別係数／在任する全取締役の役位別係数の合計)
×(年間在任月数／12ヶ月)×考課係数
※1. 取締役の役位別係数については以下の通りとします。
・取締役会長 1.30
・代表取締役社長 3.00
・代表取締役(専務執行役員) 1.50
・取締役(専務執行役員) 1.30
・取締役(常務執行役員) 1.00
・取締役(執行役員) 0.33
※2. 考課係数については以下の通りとします。
・上限を1.0とする。
・マイナス考課により、考課係数を1.0未満とすることができる。
・マイナス考課については、取締役社長が算定する。

なお、取締役及び監査役への退任慰労金の制度は廃止しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役・監査役・社外役員を区別して役員区分ごとに報酬総額を有価証券報告書に記載しております。平成26年４月１日から平成27年３月31日までの当社第112期の取締役の年間報酬総額は、275百万円、監査役は57百万円、その内社外役員については34百万円であります。役員ごとの連結報酬額等の総額は、１億円以上である者は存在しませんので、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の内容の決定に関しましては、取締役及び監査役を区別し、月額の報酬限度額について株主総会で決議しております。
なお、平成20年６月27日開催の第105回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額26百万円以内(使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず)、監査役の報酬限度額は月額７百万円以内であります。取締役個々の報酬につきましては、この限度額内で毎年１回、役職・経験年数・実績及び会社業績・世間水準・従業員の水準を勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役個々の報酬につきましては、上記の限度額内で、毎年１回、監査役の協議によって定めております。

役員報酬に関しましては、前項【インセンティブ関係】の補足説明に記載の通りであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専従スタッフは置いておりませんが、経営戦略本部等のスタッフが、必要に応じて対応することになっており、各スタッフ及び監査役会等を通じて、社外取締役及び社外監査役も他の役員と同様の情報伝達が行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、業務執行、監視・内部統制等の仕組みは別添ガバナンス体制図の通りとし、「取締役会」・「監査役会」に加えて、代表取締役の業務執行の諮問機関として常勤の取締役からなる「経営会議」を設けております。さらに「執行役員会」を開催し、一体的、効率的な業務執行を確保する体制としております。
なお「経営会議」は経営戦略本部を設置し、業務執行に係るフォローとチェックをおこなっております。一方「内部統制委員会」、「リスクマネジメント委員会」を設置し、金融商品取引法に基づく内部統制システムの面及びコンプライアンス、事業リスク等の面から、それぞれ代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。
平成27年６月の定時株主総会後の当社の経営体制は、社外取締役１名を含む取締役７名、社外監査役２名を含む監査役４名、取締役兼務者５名を含む執行役員15名となっております。社外取締役１名及び社外監査役２名は、それぞれ経営陣から独立した中立性を保っております。
一方、子会社の監査役は財経部門のスタッフが兼務しており、年１回当社監査役に子会社の監査概況を報告しております。
これに加え必要である場合は、当社監査役が直接に子会社を調査しております。これにより当社グループ全体での監査体制の実効性を高めております。
監査の状況といたしましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、平成28年３月期においては、指定社員 業務執行社員公認会計士 松山 和弘氏と 同 前田 俊之氏(いずれも監査継続年数は７年以内)が担当しております。
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記のように諸施策を実施することで、絶えずガバナンス体制の向上を図ってきました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続検討してまいりますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由がなく、上記施策による監査役設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制を図ることが適当と判断しております。
社外取締役には、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして頂くことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェック機能を担って頂いております。
社外取締役を増員し、２名体制とすることについては、現在検討を進めているところであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	従来の招集通知に加えて、株主の皆様に情報をきめ細かくご報告する目的で、招集通知と合わせて事業の報告書を発送することにしております。株主総会は平成27年6月26日であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、期末報告書(事業報告)、中間報告書、決算公告、業績の推移、株式の状況などを掲載しております。期末報告書及び中間報告書については、代表者自身が業績の状況につきコメントを加えております。また、適時開示資料についても、適時開示後すみやかに掲載することに努めております。 ホームページ;http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営会議直轄の経営戦略本部を置き、その本部内の広報室が中心となりアナリスト・機関投資家向け広報を行っております。また、株主の皆様への対応を人事総務部が、財務会計に関しては財経部が中心になり、IR活動を補佐しております。	
その他	毎年6月および12月に、期末報告書および中間報告書を株主の皆様に発送しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是の中で「社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。」と謳い、また「ミッション・ステートメント」において、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的対応により企業の社会的責任を果たし、株主、投資家の方々だけでなく当社に関わるステークホルダー全般の立場の尊重を定めております。さらに企業倫理規定の中にもステークホルダーの立場の尊重について定め、役職員に徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び当社がその株式を上場する株式会社東京証券取引所の定める規則を遵守し、「有価証券上場規程」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに適時・正確・公平に情報を開示するという方針であります。これらの方針は、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」や「情報保護管理規則」により規定され、運用されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方＞

当社が、企業の社会的責任、ステークホルダーの立場の尊重等を踏まえた経営の基本方針に基づき、経営戦略や事業目的を実現していくための企業統治の中で、「コンプライアンスと効率的な業務執行を確保する体制を構築し、それを検証しながら問題点を早期に把握し，それを迅速に是正していくこと」が内部統制システムの基本だと考えております。

＜整備の状況＞

1．取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について、

a)企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社(以下「当社グループ」という。)の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

b)当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス室において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括します。

c)当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告します。

d)当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス室に報告される体制とし、同室はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施します。

e)コンプライアンス室と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営します。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について、

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理します。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとします。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制について、

当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかっております。

具体的な対応は以下の通りであります。

a)コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス室が行うものとします。

b)コンプライアンス室と内部監査室は、財経部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、

当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかっております。

a)当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐

b）取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、
ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

c)取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施

尚、当社グループにおいては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかっております。

5．当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制について、

当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス室は財経部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理しております。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等について、

当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

尚、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとしております。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について、

a)当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定します。

b）監査役あるいは監査役会へ報告を行なった当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底します。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制について、

a)代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をします。

b)監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとします。

c)監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとします。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制について、

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行なっていくものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制の模式図】及び【適時開示体制の概要の模式図】

当社は監査役制度を採用しており、監査役会・取締役会に加えて、代表取締役の業務遂行の諮問機関として常勤の取締役からなる「経営会議」を設けており、その下に経営戦略本部を設置し、業務執行に係るフォローとチェックを行っております。一方「内部統制委員会」、「リスクマネジメント委員会」を設置し、金融商品取引法に基づく内部統制システムの面及びコンプライアンス、事業リスク等の面から、それぞれ代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。
また、国内の当社の子会社についても同様に監査役制度を採用しており、必要に応じて親会社からの経営支援や監督を行っております。

こうした経営監督・サポート体制のもと、当社グループの経営に関する重要事項は、当社の経営会議で協議し取締役会にて審議・承認・決議することとしております。この情報は経営会議及び取締役会出席メンバー内にとどめられ、各人の厳格な管理のもとに置かれております。

上記のような経営体制のもと、いわゆる決定事実や決算情報という情報は、その情報担当部門と関与する部門（経営企画室・営業企画室・コンプライアンス室・財経部・人事総務部・子会社社長及び関連部門）が必要に応じて参集し、適用される会計原則、法律及び規則を遵守しているか相互にチェックした上で情報を取りまとめ、経営会議及び代表取締役社長に報告されます。以上の手続を経て代表取役社長は取締役会を招集付議し、取締役会で承認・決議した内容を情報取扱責任者である専務執行役員の指示に基づき、財経部が決定事実・決算情報として証券取引所での開示データ及び記者発表資料として開示いたします。
なお監査役は上記の手続及び内容につき開示以前での厳正なるチェックを行っております。

また、いわゆる発生事実については、当社各部門や子会社に発生した事実を該当部門が速やかにコンプライアンス室や財経部に連絡し、その該当部門やその情報に関与する部門（経営企画室・営業企画室・コンプライアンス室・財経部・人事総務部・子会社社長及び関連部門）が必要に応じて参集し、監査法人・顧問弁護士の見解、アドバイスを受けながら代表取締役社長に報告を致します。
その上で適時開示規則に従い当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、代表取締役社長の情報取扱責任者への開示指示を受け、情報取扱責任者である専務執行役員は、財経部に発生事実として開示指示をいたします。
財経部は、発生事実として証券取引所での開示データ及び記者発表資料として開示いたします。
こうした発生事実は決定事実や決算情報とは違い、一刻も早く広く投資家や利害関係者に開示する必要があるため、決定事実や決算情報を開示する手続きを経ないこととしております。

以上のような情報開示にかかる重要情報の取扱に関しては、当社グループ内の規定として「内部取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」を定め、そのポリシーを全役職員に徹底しております。

【参考資料：ガバナンス体制図】

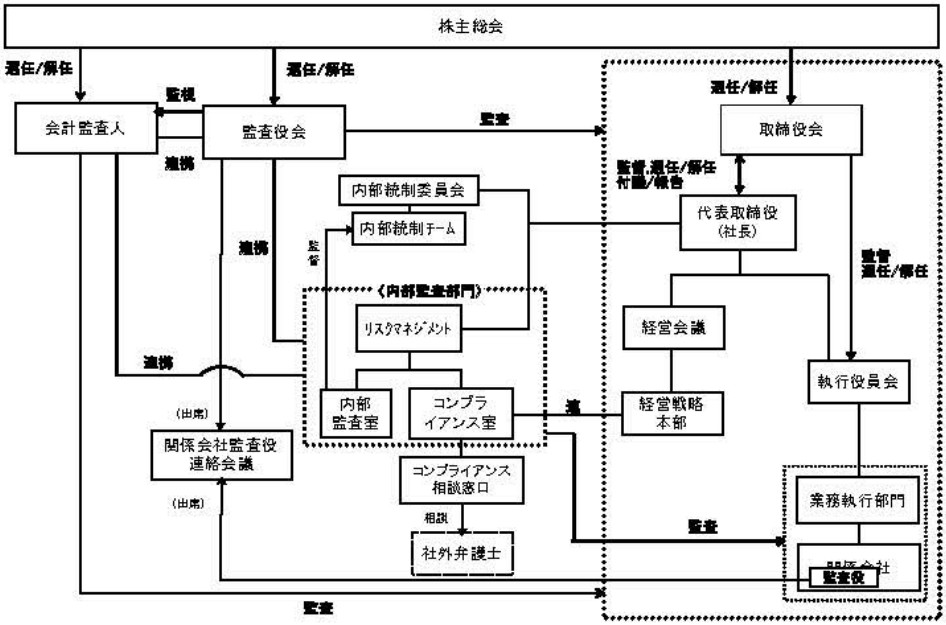

【適時開示体制の概要（模式図）】

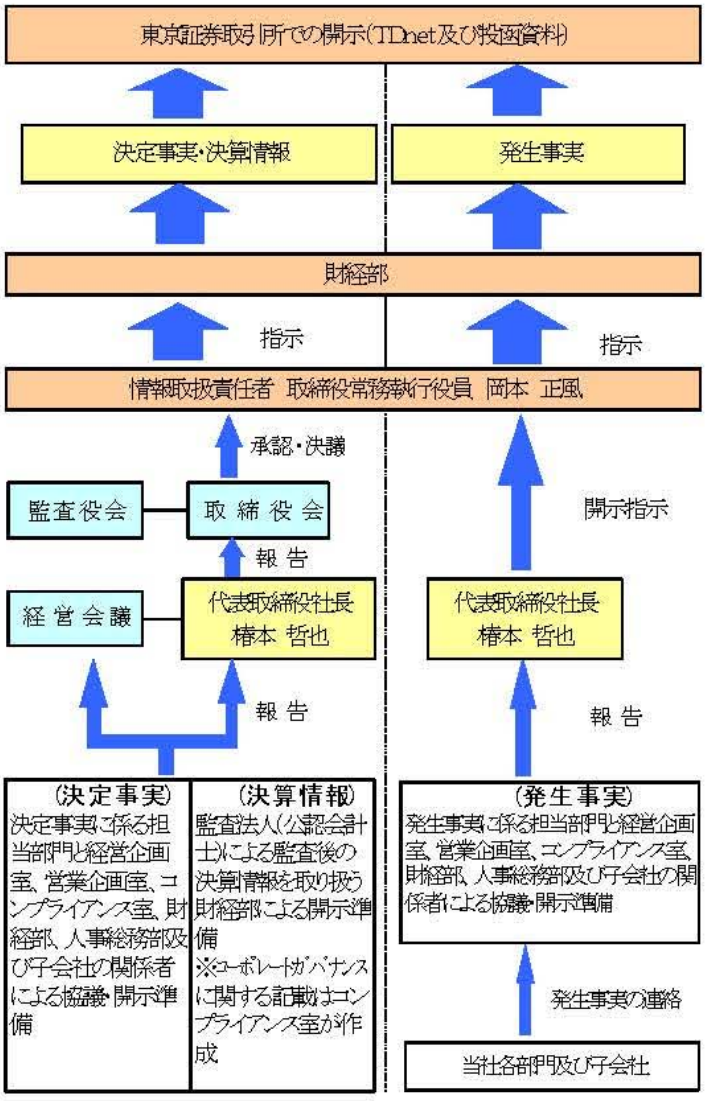

以 上